

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 1 月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金28,512円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 9 月 21 日紫波郡矢巾町大字赤林第 1 地割地内において、市道羽場釜淵谷地線の草刈作業中、草刈機からの飛び石が走行中の相手方車両に衝突し損傷させたことによる。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 1月 4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金82,069円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 9月29日盛岡市本宮二丁目15番地内において、市道本宮仙北線の草刈作業中、草刈機からの飛び石が走行中の相手方車両に衝突し損傷させたことによる。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

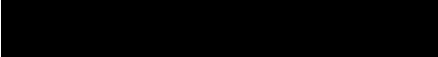

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 1 月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金27,432円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 9 月 29 日盛岡市本宮二丁目16番地内において、市道本宮線の草刈作業中、草刈機からの飛び石が走行中の相手方車両に衝突し損傷させたことによる。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 1 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 3,200円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 9 月13日盛岡市中太田地内において、市道中太田34号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立城西中学校屋内運動場改築等（建築主体）工事	契約金額「 310, 500, 000円」を「 318, 021, 120円」に改める。	平成29年 1 月27日

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立向中野小学校校舎増築第2期（建築主体）工事	契約金額「172,298,880円」を「174,030,120円」に改める。	平成29年1月30日

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立巻堀中学校屋内運動場建設及び校舎大規模改造第Ⅱ期（建築主体）工事	契約金額「442,011,600円」を「443,200,680円」に改める。	平成29年 1月30日

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
(仮称) 青山三丁目アパート新 4 号館建設 (建築主体) 工事	契約金額「 444, 960, 000円」を 「 445, 250, 520円」に改める。	平成29年 1 月31日

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
（仮称）見前南地区公民館建設（建築主体）工事その 1	契約金額「177,120,000円」を「177,598,440円」に改める。	平成29年 2 月 1 日

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
浜民運動公園改修工事	契約金額「160,920,000円」を「169,459,560円」に改める。	平成29年 2 月 3 日

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成29年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 2 月13日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例（平成24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 2 号中「（ 118 の 3 - A 及び 118 の 3 - B ）」を「（ 118 の 4 - A 及び 118 の 4 - B ）」に、「（ 118 の 4 - A 及び 118 の 4 - B ）」を「（ 118 の 5 - A 及び 118 の 5 - B ）」に改め、同項第 3 号中「（ 117 の 2 - A ）」を「（ 117 の 3 - A ）」に改める。

第 4 条第 2 項第 10 号中「（ 117 の 2 - A ）」を「（ 117 の 3 - A ）」に改め、同項第 11 号中「（ 118 の 3 - A 及び 118 の 3 - B ）」を「（ 118 の 4 - A 及び 118 の 4 - B ）」に改め、同項第 12 号中「（ 118 の 4 - A 及び 118 の 4 - B ）」を「（ 118 の 5 - A 及び 118 の 5 - B ）」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「（ 117 の 2 - A ）」を「（ 117 の 3 - A ）」に改め、同項第 4 号中「（ 118 の 3 - A 及び 118 の 3 - B ）」を「（ 118 の 4 - A 及び 118 の 4 - B ）」に、「（ 118 の 4 - A 及び 118 の 4 - B ）」を「（ 118 の 5 - A 及び 118 の 5 - B ）」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 2 月14日から施行する。